

令和5年度（第40期）事業計画書

（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

1. 事業の概要

公嘱協会は、新しい資本主義によるデジタル化社会に乗り遅れることなく、社会から必要とされる業界として更に発展するためには、土地家屋調査士業務の拡大は喫緊の課題であり、その中において、嘱託登記関連業務の適正・迅速な業務処理による発注官公署との信頼関係構築は、なくてはならない重点課題であります。

本協会では、狭あい道路解消登記処理業務、官民境界確認補助業務、未登記処理業務等の啓発活動を継続して提案していくための、資料作成や研修活動を積極的に取り組んで、事業の拡大に繋げてまいりたいと考えています。

また、今年度も重点的事业として、不動産登記法第14条第1項地図作成作業の受託及び市町発注の国土調査法による地籍調査事業への参画についてより一層努力していきたいと思えます。

2. 総務部の所轄事項

- (1) 協会の事務処理に関し、定款、規則及び規程を遵守する。
- (2) 協会事務所維持を適切に行う。

3. 業務部の所轄事項

- (1) 令和5年度の事業受託高予算を2億6千5百万円とする。
- (2) 不動産登記法第14条第1項の地図作成・国土調査等の地籍整備事業に積極的に関与していく。
- (3) 自主事業に関して、官公署の未登記建物の表題登記等を積極的に推進する。
- (4) 新規業務開発活動を積極的に推進する。
- (5) 他協会や関連団体等との交流により、情報交換・資料収集に努め、業務開発・業務処理にあたり、有効なものについては積極的に取り入れていく。
- (6) 未契約の官公署に対し積極的に啓発活動を行う。
- (7) 一般市民、官公署職員及び本協会社員を対象とした研修会を開催し、社員のスキルアップに努める。
- (8) 成果の検査体制を含め、業務管理システムの運用に努める。
- (9) オンライン登記申請の利用促進を図る。

4. 経理部の所轄事項

- (1) 公益社団法人会計基準に則した財務処理を行う。
公認会計士の指導による財務処理を行う。